

2011年6月21日

中国人民銀行の「クロスボーダー人民元業務関連問題の明確化についての通知」  
(銀発「2011」145号)の対訳

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;"><b>中国人民銀行</b> <b>关于明确跨境人民币业务相关问题的通知</b></p> <p style="text-align: center;"><b>银发[2011]145号</b></p> <p>中国人民銀行上海本部、天津、瀋陽、南京、濟南、武漢、広州、成都分行、総行営業管理部、重慶営業管理部、呼和浩特、長春、ハルビン、杭州、福州、南寧、海口、昆明、ラサ、ウラムチセンター支行、大連市、青島市、寧波市、廈門市、深圳市中心支行、国家開發銀行、各政策性銀行、国有商業銀行、股份制商業銀行、中国邮政儲蓄銀行：</p> <p>2009年7月跨境貿易人民元決済試行業務開始以來、跨境人民元業務進展順利。2010年6月、跨境貿易人民元決済試行業務範囲扩大到二十个省（区、市）。2011年1月、境外直接投資人民元決済試行業務開始。为进一步便利銀行業金融機構（以下簡稱銀行）和企业开展業務，統一規范業務操作流程，有效推动跨境人民元決済試行業務的深入开展，根据《跨境貿易人民元決済試行業務管理辦法》（中国人民銀行 財政部 商務部 海關總署 國家稅務總局 中國銀行業監督管理委員會 公告〔2009〕第10号发布）、《境外直接投資人民元決済試行業務管理辦法》（中国人民銀行公告〔2011〕第1号发布），现就跨境人民元業務辦理有關事項通知如下：</p>	<p style="text-align: center;"><b>中国人民銀行</b> <b>クロスボーダー人民元業務関連問題の明確化についての通知</b></p> <p style="text-align: center;"><b>銀発「2011」145号</b></p> <p>中国人民銀行上海本部、天津、瀋陽、南京、濟南、武漢、広州、成都分行、総行営業管理部、重慶営業管理部、フフホト、長春、ハルピン、杭州、福州、南寧、海口、昆明、ラサ、ウラムチセンター支行、大連市、青島市、寧波市、アモイ市、深圳市中心支行、国家開發銀行、各政策性銀行、国有商業銀行、株式商業銀行、中国邮政貯蓄銀行：</p> <p>2009年7月からのクロスボーダー貿易人民元決済試行業務開始以來、クロスボーダー人民元業務は順調に進展している。2010年6月には、クロスボーダー貿易人民元決済パイロット範囲を20省（区、市）に拡大した。2011年1月には、域外直接投資人民元決済の試行がスタートした。銀行業金融機構（以下、「銀行」）と企業の業務展開の更なる利便化、業務操作プロセスの規范の統一、クロスボーダー人民元決済試行業務の一層の展開を有効的に推進するため、「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理辦法」（中国人民銀行 財政部 商務部 税関総署 国家稅務総局 中國銀行業監督管理委員會 公告「2009」第10号公布）、「域外直接投資人民元決済試行管理辦法」（中国人民銀行公告「2011」第1号公布）に基づき、クロスボーダー人民元業務取扱関連事項について以下の通り通知する：</p>



一、銀行可按照有关规定，通过境内代理银行、港澳人民币业务清算行或境外机构在境内开立的人民币银行结算账户办理跨境贸易、其他经常项目、境外直接投资、境外贷款业务和经中国人民银行同意的其他跨境投融资人民币结算业务。

境内代理银行代理境外参加银行与境内其他银行，境内结算银行与港澳人民币业务清算行之间需通过大额支付系统办理跨境资金划转。在办理经常项下人民币资金划转时，暂使用大额支付系统汇兑支付报文（CMT100）中的“60-出口贸易结算”和“62-进口贸易结算”。在办理资本项下人民币资金划转时，暂使用大额支付系统汇兑支付报文（CMT100）中的“70-内地机构境外发行债券结算”和“71-内地机构境外发行债券兑付”。待第二代支付系统上线运行后，再按新的业务种类予以分类处理。

二、依法开展各类跨境人民币业务的银行应当首先按照《人民币跨境收付信息管理系统管理暂行办法》（银发〔2010〕79号文印发）接入人民币跨境收付信息管理系统，并应当及时、准确、完整地向人民币跨境收付信息管理系统报送所有人民币资金跨境收付信息及有关业务信息。银行未接入人民币跨境收付信息管理系统即开展跨境人民币业务或者未按照规定报送信息的，中国人民银行可通报批评；情节严重的，可停止其继续办理跨境人民币业务。

一、銀行は関連規定に基づき、域内エージェント銀行、香港・マカオ人民元業務クリアリング銀行もしくは域外機構が域内に開設した人民元銀行決済口座を通じ、クロスボーダー貿易取引、その他經常項目、域外直接投資、域外貸出業務および中国人民銀行が同意したその他クロスボーダー投融资人民元決済業務を行うことができる。域内エージェント銀行が域外参加銀行およびその他の銀行を代理して、域内決済銀行および香港・マカオ人民元業務クリアリング銀行と間で行うクロスボーダー資金の振替は、大口支払システムを通じて行う必要がある。經常項目での人民元資金振替時は、暫定的に大口支払システム為替支払報告電文（CMT100）の中の「60-輸出貿易決済」と「62-輸入貿易決済」を使用する。資本項目での人民元資金振替時は、暫定的に大口支払システム為替支払報告電文（CMT100）の中の「70-内地機構域外発行債券決済」と「71-内地機構域外発行債券引出」を使用する。第2世代の支払システムのリリースを待って、再度新たな業務種類に基づき分類処理する。

二、法に基づき、各種クロスボーダー人民元業務を展開している銀行は、先ず「人民元クロスボーダー収支情報管理システム管理暫定弁法」（銀発「2010」79号文印発）に基づき、人民元クロスボーダー収支情報管理システムにアクセスの上、遅滞なく人民元クロスボーダー収支情報管理システムに、正確且つ完全な人民元資金クロスボーダー収支情報及び関連業務情報のすべてを登録すること。銀行が人民元クロスボーダー収支情報管理システムにアクセスせずにクロスボーダー人民元業務を展開している、もしくは規定通りに情報を報告送信しない場合には、中国人民銀行は違法した事を公表でき、事情が深刻な場合、クロスボーダー人民元業務取



<p>三、本通知下发之日起三个月内，银行根据毗邻国家中央银行与中国人民银行签订的双边本币结算协定为境外银行开立的人民币账户，应当按照《跨境贸易人民币结算试点管理办法》转为人民币同业往来账户。在未转为人民币同业往来账户前，上述账户与境内结算银行进行的人民币资金往来，属于跨境人民币结算业务，应当参照境内代理银行的信息报送规则向人民币跨境收付信息管理系统报送有关信息。上述账户在规定期限内未转为人民币同业往来账户的，不得再用于办理跨境人民币结算业务。</p> <p>四、境内企业进口支付的人民币不得在境外（含香港）直接购汇后支付给境外出口商。境内结算银行不得提供此种人民币结算服务。</p> <p>五、《跨境贸易人民币结算试点管理办法》第二十一条所规定的跨境贸易人民币结算项下涉及的居民对非居民的人民币负债，包括与跨境贸易人民币结算相关的远期信用证、海外代付、协议付款、预收延付等。上述人民币对外负债在人民币跨境收付信息管理系统中办理登记，不纳入现行外债管理。</p> <p>六、银行可以按照《中华人民共和国物权法》、</p>	<p>扱の継続を停止させることができる。</p> <p>三、本通知の示達日から3ヶ月以内に、銀行は、隣邦国家中央銀行と中国人民銀行が締結した通貨スワップ協定に基づき域外銀行のために開設した人民元口座について、「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」に基づき人民元ノストロ口座に転換しなければならない。当該口座の人民元ノストロ口座転換前に、上述口座と域内セトルメント銀行が行う人民元資金取引は、クロスボーダー人民元決済業務に属するものとして、境内エージェント銀行の情報報告規則を参照し、クロスボーダー人民元収支情報管理システムを通じて関連情報を報告しなければならない。上述口座が規定する期限内に人民元ノストロ口座に転換しなかった場合には、クロスボーダー人民元決済業務の実施に利用してはならない。</p> <p>四、域内企業が輸入支払で利用する人民元は、域外（香港を含む）で直接購入して境外の輸出企業に支払ってはならない。域内セトルメント銀行はこのような人民元決済業務を提供してはならない。</p> <p>五、「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」第二十一条で規定されたクロスボーダー貿易人民元決済項目下での居住者の非居住者に対する人民元負債には、クロスボーダー貿易人民元決済に関するユーザンス信用状、海外立替支払、協議支払、前受け、延払いなどを含む。上述の人民元対外負債は、人民元クロスボーダー収支情報管理システムに登録するが、現行の外債管理には含まない。</p> <p>六、銀行は「中華人民共和国物権法」、「中華人</p>
---	--



<p>《中华人民共和国担保法》等法律规定，为客户出具境外工程承包、境外项目建设和跨境融资等人民币保函。银行的人民币保函业务不纳入现行外债管理，但应当向人民币跨境收付信息管理系统报送保函及履约信息。</p>	<p>民共和国担保法」など法律規定に基づき、顧客のために域外工事請負、域外プロジェクト建設およびクロスボーダー融資など対し人民元保証状を発行することができる。銀行の人民元保証状業務は、現行の外債管理には含まないが、人民元クロスボーダー収支情報管理システムへ保証状および履行の情報を報告しなければならない。</p>
<p>七、境外机构人民币银行结算账户余额不纳入现行外债管理。</p>	<p>七、域外機関の人民元銀行決済口座の残高は現行の外債管理には含まない。</p>
<p>八、转口贸易可以使用人民币进行结算，境内结算银行在办理相关人民币结算业务时要履行贸易真实性审核义务。</p>	<p>八、中継貿易は人民元を利用して決済することができるが、域内セトルメント銀行は関連する人民元決済業務を行う際には、貿易の真实性審査義務を履行しなければならない。</p>
<p>九、企业在实际发生人民币款项收付后退（赔）款的，银行可以在审核相关证明材料后为企业办理对外收付，但退（赔）款金额一般不得超过原收/付款金额。</p>	<p>九、企業において人民元建ての受取・支払後に返金（賠償金）が実際に発生した場合、銀行は関連の証明資料を審査した上で、当該企業のために対外受取・支払業務を行うことができるが、一般に返金（賠償金）の金額は原取引の受取・送金の金額を超過してはならない。</p>
<p>十、外币报关人民币结算，银行应当按照跨境贸易人民币结算试点的有关规定办理，企业应当向银行提供报关单号、报关金额等信息，由银行向人民币跨境收付信息管理系统报送有关信息。</p>	<p>十、外貨通関の人民元決済について、銀行はクロスボーダー貿易人民元決済試行の関連規定に基づき処理をしなければならない。企業は銀行に対し、通関書番号、通関金額等の情報を提供し、銀行は関連情報を人民元クロスボーダー収支情報管理システムに報告送付しなければならない。</p>
<p>十一、银行开展人民币购售业务限于货物贸易项下的跨境人民币结算需求，境内代理银行应当要求境外参加银行加强对客户购售需求的真实性审核。</p>	<p>十一、銀行は貨物貿易項目下のクロスボーダー人民元決済ニーズに対してのみ、人民元為替売買業務を展開することができる。域内エージェント銀行は域外参加銀行に、顧客に対する人民</p>



<p>十二、境内代理银行与境外参加银行签订的人民币代理结算协议中应当至少明确境外参加银行的以下义务：一是境外参加银行只可为内地企业作为收款/付款方的贸易项目办理人民币购售业务，不能办理与内地企业无直接贸易往来支付的人民币购售业务；二是境外参加银行只可为在三个月内具有真实贸易支付需要的企业客户办理人民币购售业务；三是企业客户在境外参加银行办理人民币购售后，必须在同一家银行完成购售相关的贸易支付；四是境外参加银行应当追踪客户购售人民币后的资金流向，对新客户及金额较大的交易作更详细的审核，并应当注意监测异常交易。</p>	<p>元為替売買ニーズの真実性審査強化について要求しなければならない。</p>
<p>十三、银行应当以法人为单位按月向人民币跨境收付信息管理系统报送境外个人在境内开立的人民币存款账户汇总余额，及分省（区、市）信息，报送时需分为活期存款、定期存款、定活两便存款、通知存款、协议存款、协定存款、保证金存款、结构性存款等8类科目。</p>	<p>十二、域内エージェント銀行と域外参加銀行が締結した人民元決済代理契約では、少なくとも域外参加銀行に対し、以下の義務を明確にしなければならない：①域外参加銀行は内地企業を受取・支払先とする貿易項目についてのみ、人民元為替売買業務を行うことができ、内地企業と直接貿易取引のない支払の人民元為替売買業務を行うことはできない。②域外参加銀行は三ヶ月以内に具体的に貿易支払いの需要のある企業顧客に対してのみ、人民元為替売買業務を行うことができる。③企業顧客は、域外参加銀行で人民元為替後、必ず同一の銀行にて為替売買に関する貿易の支払いを行わなければならない。④域外参加銀行は顧客が人民元為替売買を行った後の資金フローを追跡し、新規顧客や金額が比較的大きい取引に対してはより詳細な審査を行い、異常取引に対して注意を払いモニタリングを行わなければならない。</p>
<p>十四、外商直接投资人民币结算业务目前处于个案试点阶段。为确保相关业务稳妥有序开展，防范热钱流入，目前，人民币外商直接投资业务试点对国家限制类和重点调控类项目暂不受理。为在试点期间规范外国投资者以合法获得</p>	<p>十三、銀行は法人単位で、月毎に人民元クロスボーダー収支情報管理システムに対して、域外個人が域内で開設した人民元預金口座残高、および省（区、市）毎の情報を報告しなければならない。報告時には普通預金、通知預金、定期普通両便預金、協議預金、協定預金、保証金預金、仕組預金等8種類の科目に分類しなければならない。</p>
<p>元為替売買ニーズの真実性審査強化について要求しなければならない。</p>	<p>十四、外商直接投資人民元決済業務は、現在個別案件試行段階にある。関連業務の安定的な展開を確保し、ホットマネー流入を抑制するため、現時点では、国家制限類と重点コントロール類項目に対しては、人民元外商直接投資業務の試</p>



的人民币来华投资，包括用于新设立企业出资、并购境内企业（不含返程并购）、股权转让以及对现有企业进行增资、提供股东贷款，非金融类外商直接投资人民币结算业务按照以下工作流程开展：

（一）外国投资者或境内外商投资企业的境内结算银行应当向当地中国人民银行副省级城市中心支行以上分支机构提交个案试点书面申请以及商务主管部门的批准文件或批准证书；

（二）中国人民银行副省级城市中心支行以上分支机构受理境内结算银行的业务申请后，经审核同意的，上报中国人民银行总行；

（三）中国人民银行总行将召开人民币跨境投融资业务个案试点审议会议，对个案试点项目进行集中审议；

（四）对予以同意的个案申请，中国人民银行总行将批复中国人民银行副省级城市中心支行以上分支机构，然后由中国人民银行副省级城市中心支行以上分支机构向境内结算银行出具人民币跨境投融资业务备案通知书；

（五）境内结算银行凭备案通知书为外国投资者或境内外商投资企业开立人民币银行结算账户并办理有关人民币资金的跨境结算；

（六）境内结算银行必须严格按照中国人民银

行是暫定的に受理しない。試行期間に外国投資者が合法的に取得した人民元で投資すること（新規企業設立投資、域内企業買収（逆買収を含まない）、持分譲渡及び既存企業の増資、親子ローンの提供、非金融類外商直接投資人民元決済業務を含む）を規範化するため、以下の業務手続の通り行う。

（一）外国投資者または外商投資企業の域内決済銀行は、現地の人民銀行副省級都市中心支行以上の分支機構に個別試行案件の書面申請、商務主管部門の審査認可書類または審査認可証書を提出しなければならない。

（二）中国人民銀行副省級都市中心支行以上の分支機構が域内セトルメント銀行の業務申請を受領後、審査認可を経て同意する場合、中国人民銀行総行に報告する。

（三）中国人民銀行総行は、人民元クロスボーダー投融资業務の個別試行案件審議会を開催し、個別試行案件に対し集中審議を行う。

（四）同意をした個別案件に対しては、中国人民銀行総行は審査結果を中国人民銀行副省級都市中心支行以上の分支機構に回答、中国人民銀行副省級都市中心支行以上の分支機構より域内決済銀行に人民元クロスボーダー人民元決済投融资業務備案通知書を発行する。

（五）域内セトルメント銀行は備案通知書に基づき外国投資者または域内外商投資企業のために人民元銀行決済口座を開設し、関連する人民元資金のクロスボーダー決済を行う。

（六）域内セトルメント銀行は中国人民銀行総

<p>行总行的批复，监督并记录人民币资金在境内的使用，确保其在经批准的经营范围內使用。</p> <p>请中国人民银行上海总部，天津、沈阳、南京、济南、武汉、广州、成都分行，总行营业管理部、重庆营业管理部，呼和浩特、长春、哈尔滨、杭州、福州、南宁、海口、昆明、拉萨、乌鲁木齐中心支行，大连市、青岛市、宁波市、厦门市、深圳市中心支行将本通知转发至辖区内中国人民银行各分支机构、城市商业银行、外资银行及其他开办跨境人民币业务的银行。</p> <p>二〇一一年六月三日</p> <p>主题词：人民币业务通知 抄送：外汇局。 内部发送：办公厅，货政二司，条法司，货政司，市场司，调统司，支付司，国际司，反洗钱局。</p> <p>联系人：席钰 联系电话：66195238（共印 53 份）</p> <p>中国人民银行办公厅 2011 年 6 月 8 日印发</p>	<p>行の認可に基づき、人民元資金の域内での使用を監督・記録し、認可された経営範囲内での使用を確認しなければならない。</p> <p>中国人民銀行上海本部、天津、瀋陽、南京、濟南、武漢、広州、成都分行、本店営業管理部、重慶営業管理部、フフホト、長春、ハルピン、杭州、福州、南寧、海口、昆明、ラサ、ウルムチセンター支行、大连市、青島市、寧波市、アモイ市、深圳市中心支行は本通知を管轄内の中国人民銀行分支機構、都市商業銀行、外資銀行及びその他のクロスボーダー人民元業務を展開している銀行に転送のこと。</p> <p>二〇一一年六月三日</p> <p>キーワード：人民元業務通知 CC：外貨管理局。 内部發送：办公厅、通貨政策二司、条法司、通貨政策司、市场司、調査統計司、支払決済司、国际司、アンチマネーロンダリング局。</p> <p>連絡者：席钰 連絡電話：66195238（計 53 部印刷）</p> <p>中国人民银行办公厅 2011 年 6 月 8 日印刷</p>
--	---

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 企画部 調査課  
三菱東京 UFJ 銀行 国際業務部】

■弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。  
■当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。